

碧南市民病院病棟改修工事

発注説明書

碧南市

本工事における、発注説明書を提示する。

1. 工事名 碧南市民病院病棟改修工事
2. 工事場所 碧南市平和町地内
3. 工事監理 碧南市建設部建築課
4. 事後保障 碧南市契約規則（碧南市公共工事請負契約約款）及び特記仕様書による。
5. 工事契約 碧南市契約規則による。
6. 配布図書
 - (1) 設計図面 475枚（表紙とも A3判） ダウンロードとする。
 - (2) 設計書（参考数量書） ダウンロードとする。
7. 工事期間
令和3年12月14日から令和5年7月28日まで
8. 質疑回答
 - (1) 質疑がある場合は、書面にて提出すること。
質疑のない場合は、提出の必要はなし。
 - (2) 質疑書はA4判とし、様式は任意とする。また、宛先は碧南市長とし、通し番号をつけ、会社名及び記入者を明確にすること。
 - (3) 質疑書の提出・回答は以下のとおりとする。
 - ア 質疑書 提出日時：令和3年11月18日（木）
令和3年11月19日（金）
各日、午前9時から午後5時まで
提出方法：碧南市総務部資産活用課へ電子メールまたは
直接持参して提出すること。
注意事項：窓口での提出の場合、正午から午後1時の間は、
受付をしない。
 - イ 回答書 閲覧日時：令和3年11月25日（木）

総務部資産活用課の指定場所にて閲覧することができる。
9. 工事金支払条件
 - (1) 碧南市契約規則による。
 - (2) 前金払いは、碧南市公共工事の前金払及び中間前金払取扱規程による。
 - (3) 本工事の出来高条件は図面No.110に沿って行うこととし、出来高予定額は下記のとおりとする。
なお、令和4年4月から5階患者の転室を開始することとする。
令和3年度 出来高予定額なし（支払い額なし）
令和4年度 3階から5階まで完了引渡し

令和5年度 1階から2階まで完了引渡し

10. 関連工事

工事期間中、「病棟防火シャッター危害防止装置設置工事（予定）」始め、病棟内の工事及び委託を計画している。受注者の工事管理エリア内でそれらの業者が作業をすることを了承するとともに、労働災害防止に関して指揮及び統括管理を実施し、さらに、協議及び調整を密に行い、診療等の行為に支障をきたさぬよう配慮すること。

11. 官公庁その他への手続き

工事施工上の必要な諸手続き、仮設用電力、仮設用給水の引き込み手続き（単独引き込みとしない場合は、請負者において仮設用水道メーターを設置し、費用負担とすること。）、道路、その他他人管理の土地使用の手続き等は一切受注者において行い、その費用を負担すること。

12. 現場代理人及び主任技術者（監理技術者）の配置について

専任期間は令和4年4月1日から完了届を提出する日までとする。この期間に重複しない場合においてのみ、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）は他の請負業務を兼務することができるものとする。なお、コリンズ登録については契約工期で登録するのではなく、工事着手予定日前までに登録するものとする。

13. 工事に関する条件

- (1) 今後の施設維持・保守のため、受注者は電気設備工事業者並びに機械設備工事業者の下請業者選定について、市内業者とするよう努めなければならない。
- (2) 工事工程は図面 No.110 のとおり実施することを原則とし、作業工程表を作成すること。工事に影響を及ぼす家具等の移設については、工事着手前までに施設管理者側で実施予定としている。
- (3) 工事関係者及び資材の搬出搬入の動線は東西の屋外階段とするが、資材の運搬等でエレベーターを使用せざるを得ない場合は、施設管理者の了承を得ること。また、建築図 No.103 から No.109 の共通事項を遵守のうえ施工計画を決定すること。
- (4) 室内環境を確認するために行う化学物質濃度測定の時期、方法等は、監理者の指示にしたがうこと。
- (5) 各階ごとに消防及び保健所の検査を受ける必要があるため、受注者は余裕をもって監督員に検査が可能な時期を報告すること。
- (6) 着手前に既設状況を確認し記録するとともに、施工における破損等の損害を与えた場合は、受注者にて復旧し、その費用を負担すること。
- (7) 工事関係車両及び材料搬入等において、病院利用者に配慮した計画とするとともに、堤防道路については工事仮設計画の作成に伴い、知立建設事務所と利用状況を協議し、監督員に報告すること。
- (8) 図面 No.110 に基づく改修スケジュールにおいて、主工事フロア直下階の病室については、優先的に使用しないが、入院患者の状況によっては使用せざるを得ない

いことが想定されるため、発注者の指示に従い病院運営に協力すること。なお、解体した天井の仕上げ等については、変更協議の対象として取り扱うこととする。

(9) 仕上げ見本の作成について

・受注者は、指定する居室（病室、トイレ、EVホール、廊下など）について色合いなどがわかる見本サンプルを作成すること。

（模型、パース、モックアップではなく、色合い、使用材料、材質感などがわかるような見本サンプルとする。）

・デザイン貼りに関する部分については、施設管理者からの要望をまとめ、見本サンプルを作成すること。

1 4. 工事に対する遵守事項

(1) 工事に伴い関係法令を遵守するとともに、各種安全対策を十分に行い、工事を施工すること。

(2) 工事に先立ち、来院者等の安全、建物内及び構内の安全に十分留意した仮設計画書を作成し、発注者の了承を得ること。

(3) 工事に関連し車両が多く見込まれる期間については、ガードマン等を配置し周辺の安全に努めること。

(4) 工程については、関連工事と調整を行うとともに、各社協調し現場内及び周辺の安全に努めること。

(5) 道路及び堤防への違法駐車を行わないこと。工事関連車両の駐車場及び現場事務所用地として、建築図 No.10 に示す発電機東側エリア内の駐車スペースを利用する案としているが、病院側と協議し決定することとする。また、舗装等を乱した場合は現状復旧しなければならない。なお、病院の敷地以外を受注者が選定した場合、費用負担についてはすべて受注者の負担とする。

(6) 使用材料については、シックハウス症候群に関し充分配慮し、選定すること。また、使用開始時期に合わせ室内等の換気に充分努めること。

(7) 受注者は、感染症対策として、入場者の教育・管理に充分配慮し、施設内に入る前には、消毒液の設置や手洗いの励行などについて指導・実施すること。また、感染症対策のための施設管理者からの指示については協力しなければならない。なお、費用負担については協議による。

(8) 作業工程計画、品質管理に必要な材料、施工図及びその他計画書等は書面にて事前に提出し、発注者の承認を得なければならない。

(9) 工事エリアの引渡し時期については、消防及び保健所の検査に加え、室内環境測定結果においても、その安全性を確認できた段階とする。

1 5. 第三者の損害防止

(1) 工事に伴う上下階等への対策は施工計画にて決定し、苦情等においては処理、解決に向け施設管理者に協力すること。

(2) 工事とは関係のない車両等に損害を与えた場合は、請負者において処理解決し、その費用を負担すること。

16. 火災保険等

工事目的物に対し火災保険等の保険に加入すること。

17. 地場産業及び地元消費材の採用

(1) 地場産業製品を可能な限り採用するよう努めること。

(2) 資材及び消耗品等については、地元業者より購入を配慮するよう努めること。

18. 工事状況等の周知

現状の工事状況を（毎日、毎週、月間等）案内板に表示し、また、工事の予告をするなどして、工事に対する来院者の理解を得るよう努めること。

19. その他

(1) 現地については、業者にて確認することとする。

(2) その他、疑義のある場合は協議による。